

鹿角市告示第13号

次のとおり流域公共下水道及び単独公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき告示し、当該区域の図面を縦覧に供する。

1 流域公共下水道の供用開始

（1） 供用を開始すべき年月日

令和3年4月1日

（2） 下水を排除すべき区域

鹿角市花輪字大川添の一部

鹿角市十和田錦木字下野添の一部

鹿角市十和田毛馬内字三ノ丸、鹿倉崎の各一部

2 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

令和3年3月8日

鹿角市下水道事業
鹿角市長 児玉

